

「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」の概要

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県のひとり親家庭等の現状や国の動向を踏まえ、ひとり親家庭等の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画を改定

2 計画の性格と役割

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく都道府県自立促進計画

- ・県：ひとり親家庭等対策を総合的・計画的に推進するための基本方針
- ・市町：県と一体となった取組を期待
- ・県民・企業：計画の推進に理解と協力を期待

3 計画の期間

平成28年度～平成31年度（4年間）

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 ひとり親家庭等の現状 (H24年度山口県母子・父子世帯等実態調査)

○母子・父子、寡婦世帯数の推移

母子世帯は増加しているが、父子世帯、寡婦世帯は減少

区分	H19年度	H24年度	増加率(対19年)
母子世帯	16,128	18,044	11.9%
父子世帯	2,873	2,520	△12.3%
寡婦世帯	24,161	22,103	△8.5%

○母子・父子世帯の生活の実態

- ・母子世帯は9割弱が就業しているが、正規雇用は4割強、年収は7割強が300万円未満で、平均年収は243万円
- ・父子世帯は9割強が就業しており、正規雇用は6割強、年収は5割強が400万円未満で、平均年収は401万円

○養育費の確保

母子世帯の半数弱が養育費の取り決めを行っていない

○母子・父子世帯のニーズ

母子世帯・父子世帯とも経済的支援（各種年金手当、医療費助成の充実）のニーズが高い

2 今後の施策推進上の課題

ひとり親家庭等のニーズ等を踏まえ、今後は、就業支援や子育て支援の施策を重点的に推進

第3章 自立促進施策の総合的な推進

ひとり親家庭等が社会の理解と支援を得ながら、地域社会の一員として様々な活動に参加し、ともに支え合い、安定した生活を営むことができるよう、自立促進のための施策を総合的に推進

《施策推進の視点》

◆経済的自立に向けた支援

就労収入による経済的自立をめざした支援

◆子どもの健やかな成長

子どもの成長やしあわせに配慮した支援

◆県・市町・民間の協働

実効ある施策推進に向けた協働による取組

《施策体系》

1 相談・情報提供機能の強化

生活全般にわたる相談の実施や、支援策に関する情報提供・助言など、「相談・情報提供機能の強化」を図る。

(1) 相談機能の強化

- ・**拡**総合的な相談窓口の充実
(就業支援専門員の配置による総合相談の充実)
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談
- ・**新**生活困窮者自立支援制度による支援
(福祉事務所設置の県、全市町に相談窓口の設置)

(2) 情報提供の充実

- ・各種媒体を活用したわかりやすい情報提供

(3) 養育費の確保に向けた支援

- ・国の養育費相談センターと連携した相談機能強化

2 就業による自立の促進

就業相談から就業あっせんに至るまでの支援体制を充実強化して「就業による自立の促進」を図る。

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター等による支援

- ・ハローワークと連携した就業相談、就業紹介等の実施
- ・**拡**母子・父子自立支援プログラムの策定
(児童扶養手当現況届出時等機会を捉えた策定支援)

(2) 就業に向けた能力開発・就業機会創出のための支援

- ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給
- ・**新**高等職業訓練促進資金の貸付
(就職に有利な資格取得のための養成機関への入学準備金及び就職準備金の貸付)
- ・**新**学び直しの支援
(ひとり親家庭の親及び子の高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講料の一部助成)

(3) 国の施策との連携強化

- ・国の就業支援に係る事業との積極的な連携

3 生活支援策の推進

生活の場の確保や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等による経済的支援など「生活支援策の推進」を図る。

(1) 生活支援サービスの充実

- ・家庭生活支援員による家事・保育サービス等の提供

(2) 生活の場の確保

- ・**新**民間賃貸住宅への入居支援
(ひとり親世帯等が入居可能な住宅情報の提供)
- ・**新**子どもの居場所づくりの促進
(生活や学習支援、食事提供等を行う子どもの居場所づくりのモデルを構築し、市町の取組を促進)

(3) 経済的支援の充実

- ・**拡**児童扶養手当の充実
(第2子:5千円→1万円、第3子以降:3千円→6千円)
- ・**拡**ひとり親世帯の保育料の軽減
(年収360万円未満世帯 第1子半額、第2子以降無料)

4 子育て支援の充実

母子保健・小児医療等や多様な保育サービスの提供など、「子育て支援の充実」を図る。

(1) 母子保健・小児医療等の充実

- ・乳幼児健康診査等の母子保健サービスの充実
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援

(2) 子育てに関する相談機能の充実

- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・**新**訪問型家庭教育支援体制の構築
(教育・保健・福祉分野の関係機関等による家庭教育支援チーム等の訪問等による子育て家庭の支援)

(3) 多様な保育サービスの充実

- ・ひとり親家庭等の児童の保育所への優先入所の促進
- ・延長保育、病児・病後児保育等の拡充

(4) 児童の健全育成

- ・放課後児童クラブの優先利用の促進
- ・**新**子どもの学習支援
(学習ボランティア派遣等による学習支援)

5 地域における協働の推進

地域住民や団体等による支援の充実や、ひとり親家庭等の地域活動への参加など「地域における協働の推進」を図る。

(1) 身近な地域での支援の促進

- ・ひとり親家庭等による交流など相互支援活動の促進
- ・自治会、民生委員等による支援の促進

(2) 母子父子福祉団体に対する支援の拡充

- ・公共的施設内での売店等の優先設置の促進

(3) ひとり親家庭等の地域活動への参加促進

- ・母子父子福祉団体活動、地域行事等

第4章 施策推進のために

1 ひとり親家庭等への理解の促進

- ・地域のひとり親家庭等への理解や協働による取組を促進

2 行政と民間の役割分担と連携

- ・県：広域的な観点からの施策の推進、市町に対する助言等
- ・市町：住民に身近な自治体として積極的に事業を推進
- ・企業等：母子家庭の母の雇用等に努めることを期待

3 福祉と雇用の連携

- ・福祉部局と労働部局との連携による効果的な施策の展開

4 各種計画との連携

- ・「やまぐち子ども・子育て応援プラン」など各種計画と連携

5 計画の評価

- ・計画の進捗状況について、定期的な点検・評価の実施
- ・計画期間の満了前に点検・評価し、次期計画に反映